# 議事録

## 第24回日本獣医がん学会獣医腫瘍科認定医認定委員会

【日時】2022年6月24日(金)20:00-21:00

【場所】zoom にてオンライン開催

【議長】呰上大吾

【書記】林光児、五十嵐宏之、廣瀬僚

【出席者(敬称略、順不同)】

些上、杉山、水上、古川、村上、武田、山本、田戸、下田、児玉(和)、児玉(恵)、五十嵐、伊藤(秀)、伊藤(哲)、秋吉、堀、佐藤(恵)、廣瀬、高梨、林(光)、林(綸)、入江、小山田、林宝、武信、水野、中島、池田、諏訪、塚田、今井

#### 1. 報告事項

- 1) 2種試験に関して(古川)
  - ・2022年10月16日(日)新宿ベルサールグランドにて実施予定
  - ・試験問題の進捗状況:問題案は完成し学識チェックを実施中
  - ・記述問題は廃止、試験形式は穴埋めと5択問題のみ
  - ・ホームページに問題形式の変更という表現にて通達する
- 2) 新認定医1種認定証授与式について(武田)
  - ・日時:2022年7月3日(日)14時~14時30分
  - ・会場: 芙蓉西中 (メイン会場)
  - ・認定医1種には認定証とともに、面接官による個別の講評を渡す予定
- 3) 第13回獣医腫瘍科認定医1種2次試験について(武田)
  - ・2022年10月16日(日)新宿ベルサールグランドにて実施予定
  - ・例年通り4試験室、1第10分、1試験室に面接官2名の予定
  - ・受験者24名超過対策について

#### 案A

会場賃貸時間を延長し、32名まで受け入れる 試験方式は従来通り行うと、単純計算で前回より2時間の延長 予備案B(32名超過の場合)

試験問題3題、6試験室、面接官12名

試験問題1問につき2試験室にて同時並行で行う

問題点:会場確保、面接官確保、スタッフ確保が困難

同じ試験問題を別の試験官が採点することで採点がぶれる可能性あり

・前回は10時から17時で実施。9時から19時まで延長することで32名受け入れ可能 受験人数が決定次第対応を考える(呰上)

### 2. 審議事項

- 1) 2 種認定医教育講演の座長の廃止について (水上)。
  - ・従来、新2種認定医合格者から選出していたが、オンライン化により必要性が低下、 勤務医の先生が多く人数の確保が困難などの理由にて廃止を提案
    - →賛成多数で承認
  - ・いずれコロナ禍が落ち着いた際には議長の再開をしたい(呰上)
- 2) 新認定委員(3名)の承認

諏訪 晃久 先生

斎藤 遥 先生

塚田 悠貴 先生

上記3名の認定委員選出を賛成多数で承認

諏訪、斎藤:1種2次試験担当 塚田:2種教育講演担当

#### 3.その他

1)2種認定医講習会に関して(杉山)

今後の実施を、①会場のみ ②オンラインのみ ③会場とオンラインの並行いずれが良いかについて提議

- ・録画配信で良いのではないか (委員)
- ・試験資格や手順に関する質問(委員)
- →受講証明は1学会に4科目までと従来通りの受験手順とする(杉山)
- ・録画が不慣れな先生では撮影や編集が大変である可能性(委員)
- ・オンラインは受講しやすくなり、結果的に受験者増加の対応が懸念される(委員)
- →受験者の増加があればより大きな会場を用意する(杉山)
- ・一度も会場に来ずに認定医となることに違和感があるため、コロナ禍が落ち着いた際には会場での講義に戻したい(呰上)
- 2) II 種認定医所有者がインターネット上にて有料の問題集や過去問題、模擬試験などを 販売している件の対応について(呰上)
  - ・品位を貶める行為として懲罰対象となるかどうか(呰上)
  - ・認定医の目的と大きく逸脱しており、一発剥脱でよいのではないか(委員)
  - ・本件を許すと、問題を盗む、盗撮する者が出てくる懸念がある(委員)
  - ・過去問題の流出が本試験に影響があるのかどうか (委員)

- →過去問を使いまわしている訳ではなく、影響は少ないと考える(呰上)
- ・先輩が後輩に指導するような非営利的な行為は良いのか(委員)
- →問題ないと考える(呰上)
- ・本人に悪意はないと思うので、警告に応じるならそれで許して良いと思う(委員)
- ・倫理や人間性は別として、警告や処罰に法的な問題がないかを弁護士に相談した うえで文章を作成するのが良い(委員)
- →顧問弁護士がいないので必要に応じて個別に依頼する(杉山)
- ・過去に電話にて、問題集販売の可否の問い合わせがあり、許可できないと回答した 事案があった(事務局)
- ・認定医制度規定第8条に認定委員会は認定を取り消すことができる項目として (6) 学会会員として品格を汚すような行為があったとき。 とある。処分に法的な問題はないのではないか(呰上)
- ・本件について許可できる行為か否かの是非を問う
- →賛成多数で許可できないとする 弁護士への相談、ホームページ、メールで警告などについて委員長一任とする(呰 上)

以上